

議案第 27 号

石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

石垣市手数料徴収条例（平成 12 年石垣市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表（1）の項から（6）の項までを次のように改める。

<p>(1) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 450 円</p>
<p>(2) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき 350 円</p>
<p>(3) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下、この項及び（6）の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円</p>
<p>(4) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 750 円</p>
<p>(5) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき 450 円</p>

<p>(6) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円</p>
---	------------------------------------

別表中 (40) の項を (42) の項とし、(7) の項から (39) の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 (6) の項の次に次のように加える。

<p>(7) 戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 350 円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）</p>
<p>(8) 戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中山 義 隆

## 理 由

戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）による改正後の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 3）に係る手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市手数料徴収条例（平成 12 年石垣市条例第 25 号） 新旧対照表

現行		改正案	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
<p>(1) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	1 通につき 450 円	<p>(1) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</p>	1 通につき 450 円
<p>(2) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	1 通につき 750 円	<p>(2) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	証明事項 1 件につき 350 円
<p>(3) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	証明事項 1 件につき 350 円	<p>(3) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下、この項及び（6）の項において同じ。）により、戸籍電子証明書提供識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の</p>	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
<p>(4) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	証明事項 1 件につき 450 円		

<p>(5) 戸籍法第 48 条第 1 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 350 円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円とする。</p>	<p>謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>(6) 戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料</p>	<p>書類 1 件につき 350 円</p>	<p>(4) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 750 円</p>
<p>(7) ~ (40) 略</p>		<p>(5) 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき 450 円</p>
		<p>(6) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円</p>
		<p>(7) 戸籍法第 48 条第 1 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは</p>	<p>1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養</p>

	<p>は申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円)</p>
	<p>(8) 戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円</p>
	<p>(9) ~ (42) 略</p>	